⑵　損失及び延滞の状況
　有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。⑶及び⑺ａにおいて同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」⑵⑺に準じて記載すること。
⑶　収益状況の推移
　有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」⑵⑻に準じて記載すること。
⑷　買戻し等の実績
　第九号様式の「記載上の注意」⑷に準じて記載すること。
⑸　その他
　第九号様式の「記載上の注意」⑸に準じて記載すること。
⑹　その他
　第九号様式の「記載上の注意」⑹に準じて記載すること。
⑺　参考情報
　ａ　当計算期間において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。
　ｂ　有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、ａ以外については、第六号の二様式の「第二部　信託財産情報」の「第３　その他」に準じて記載すること。
⑻　募集事項等記載書面を提出する場合の読替え
　有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、⑵及び⑶中「３年以内に終了した計算期間」とあるのは「５年以内に終了した計算期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式記載上の注意⑴ｂ中「提出会社」を「提出者」に、「特定預託証券等」を「特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券」に、「本様式」を「この様式」に改め、同記載上の注意⑴に次のように加える。

ｅ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

第九号の三様式記載上の注意⑵中「当計算期間」の次に「（第23条に定める期間をいう。）」を加え、「その」を「それらの」に改める。

第九号の四様式記載上の注意⑴ｂ中「提出会社」を「提出者」に、「特定預託証券等」を「特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券」に、「本様式」を「この様式」に改め、同記載上の注意⑴に次のように加える。

ｅ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

第九号の四様式記載上の注意⑵中「当計算期間」の次に「（第23条に定める期間をいう。）」を加え、「その」を「それらの」に改める。

第九号の五様式記載上の注意⑶ａ中「組合等」の次に「（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）」を加え、同記載上の注意⑷中「その」を「それらの」に改める。

第九号の六様式記載上の注意⑶ａ中「外国組合等」の次に「（第六号の六様式「記載上の注意」⑴ｉに規定する外国組合等をいう。）」を加え、同記載上の注意⑷中「その」を「それらの」に改める。

第十号様式及び第十号の二様式を次のように改める。

第十号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【計算期間】	第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
【ファンド名】	
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

１【ファンドの運用状況】⑵
　⑴【投資状況】
　⑵【運用実績】
　　①【純資産の推移】⑶
　　②【分配の推移】⑷
　　③【収益率の推移】⑸
２【設定及び解約の実績】⑹
３【ファンドの経理状況】⑺
　⑴【中間貸借対照表】⑻
　⑵【中間損益及び剰余金計算書】⑼
　⑶【中間注記表】⑽
４【委託会社等の概況】
　⑴【資本金の額】⑾
　⑵【事業の内容及び営業の状況】⑿
　⑶【その他】⒀
５【委託会社等の経理状況】⒁
　⑴【貸借対照表】⒂
　⑵【損益計算書】⒃
　⑶【株主資本等変動計算書】⒄

（記載上の注意）

⑴　一般的事項
　ａ　半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
　　また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
　ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
　ｃ　「１　ファンドの運用状況」及び「３　ファンドの経理状況」の項については、法第４条第１項本文、第２項本文又は第３項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
　ｄ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
　ｅ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。